



訴 状

令和3年10月18日

高松地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 作 花 知 志

〒760 - 香川県高松市
原 告

〒760 - 香川県高松市
原 告

〒761 - 香川県高松市
原 告

〒761 - 香川県高松市
原 告

〒761 - 香川県高松市
原 告

上記原告ら訴訟代理人 弁護士 作 花 知 志

〒760 - 8670 香川県高松市番町四丁目1番10号
被 告 香川県知事 浜 田 恵 造

公金支出金返還等請求事件

訴訟物の価額	算定不能
貼用印紙額	1万3000円

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、浜田恵造及び宮崎浩二に対し、金53万9000円及びこれに対する令和3年1月8日から支払済みまで年3分の割合による金員を請求せよ。
- 2 被告は、浜田恵造及び梶浦明裕に対し、金53万9000円及びこれに対する令和3年1月12日から支払済みまで年3分の割合による金員を請求せよ。
- 3 被告は、浜田恵造及び鈴木智洋に対し、金53万9000円及びこれに対する令和3年1月19日から支払済みまで年3分の割合による金員を請求せよ。
- 4 被告は、松川直人及び松原勇太に対し、金161万7000円及びこれに対する令和3年1月19日から支払済みまで年3分の割合による金員の賠償の命令をせよ。
- 5 被告は、浜田恵造及び宮崎浩二に対し、金107万8000円の支出を差し止めよ。
- 6 被告は、浜田恵造及び梶浦明裕に対し、金107万8000円の支出を差し止めよ。
- 7 被告は、浜田恵造及び鈴木智洋に対し、金107万8000円の支出を差し止めよ。
- 8 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決を求める。

第2 請求の原因

- 1 当事者
 - (1) 原告らは、香川県の住民である。
 - (2) 被告は、香川県の知事である。

2 原告らが被告に対し損害賠償請求等，賠償命令及び差し止めを求める相手方は，次の者である。

(1) 相手方浜田恵造

平成22年9月から平成26年8月まで（1期目），平成26年9月から平成30年8月まで（2期目），平成30年9月から現在に至るまで香川県知事を務めている（3期目）。

(2) 相手方松川直人は，3項(3)において述べる，本件訴訟委任契約（甲2）が締結され，さらに本件着手金の支払いが行われた当時（甲3ないし甲5），子ども政策推進局子ども政策課の課長を務めていた。甲2号証ないし甲5号証の決裁を行ったものである。

(3) 相手方松原勇太は，3項(3)において述べる，本件訴訟委任契約（甲2）が締結され，さらに本件着手金の支払いが行われた当時（甲3ないし甲5），子ども政策推進局子ども政策課に所属していた。甲2号証ないし甲5号証の起案を行った者である。

(4) 相手方宮崎浩二 弁護士。高松地裁令和2年（ワ）第339号 損害賠償請求事件（原告：2名。被告：香川県。以下「別訴訟」という。）において，被告香川県の訴訟代理人弁護士を務めている。

(5) 相手方梶浦明裕 弁護士。高松地裁令和2年（ワ）第339号 損害賠償請求事件（別訴訟）において，被告香川県の訴訟代理人弁護士を務めている。

(6) 相手方鈴木智洋 弁護士。高松地裁令和2年（ワ）第339号 損害賠償請求事件（別訴訟）において，被告香川県の訴訟代理人弁護士を務めている。

3 違法な公金支出

(1) 香川県議会は，令和2年3月に，全国で唯一の，「ネット・ゲーム依存症対策」を目的とした，香川県ネット・ゲーム依存症対策条例を可決し，同年4月1日に施行した（以下「本件条例」という。甲1号証。）。

(2) 令和2年9月30日付で，本件条例により基本的人権が侵害されたことを理

由にした国家賠償請求訴訟が高松地裁に提起された（高松地裁：令和2年（ワ）第339号 損害賠償請求事件。原告：2名，被告：香川県。「別訴訟」。）

(3) 別訴訟につき，被告である香川県は，3名の弁護士（相手方宮崎浩二，相手方梶浦明裕，相手方鈴木智洋。以下「3名の弁護士」という。）と訴訟委任契約を締結して（以下「本件訴訟委任契約」という。），以下の着手金を支払い（以下「本件着手金」という。），さらには成功報酬（報酬金。以下「本件報酬金」という。）を支払う合意をした（甲2）。

別訴訟の被告である香川県は，3名の弁護士に対する本件着手金の支出を，相手方宮崎浩二氏に対しては令和3年1月8日頃までに，相手方梶浦明裕氏に対しては令和3年1月12日頃までに，相手方鈴木智洋氏に対しては令和3年1月19日頃までに行った（甲3ないし甲5）。

① 3名の弁護士：相手方宮崎浩二，相手方梶浦明裕，相手方鈴木智洋

② 着手金 1名の弁護士について 53万9000円（税込），
3名合計 161万7000円（税込）

③ 報酬金 1名の弁護士について 107万8000円（税込），
3名合計 323万4000円（税込）

(4) なお，本件訴訟委任契約では，本件着手金と本件報酬金の他に，日当や交通費も3名の弁護士にそれぞれ支払うことが合意されている（甲2）。

(5) 3名の弁護士への本件着手金の支払が，香川県の裁量を逸脱濫用した違法なものであり，その支払により香川県に損害が生じていることは，以下の内容から明白である。

ア 別訴訟の原告2名の国家賠償法に基づく請求額は，原告1名について80万円であり，原告2名の請求額を合計すると160万円である。

それに対して，本件着手金は3名の弁護士の合計で161万7000円（税込）であり，差額1万7000円分は税金の無駄な支出であることは明白である（原告2名の請求額合計160万円を認めて支払う方が，本件着手金3名合

計161万7000円（税込）よりも低額であり、税金の支出額が低くなるからである。）。

別訴訟の請求額が、原告2名で合計して160万円なのであるから、香川県としては、その請求額合計160万円を越えないような範囲での税金の支出にとどめるべきであったにも拘わらず、あえてそれを行わなかった。その点において、3名の弁護士への本件着手金の支払が、香川県の裁量を逸脱・濫用するものであり違法かつ無効であることは明白である。

イ （旧）日本弁護士連合会報酬等基準（いわゆる「旧基準」）（甲6）及び3名の弁護士の各報酬基準（甲2）によると、「民事事件 訴訟事件・行政事件」の着手金の弁護士報酬の額は、「事件の経済的利益の額が300万円以下の場合8%」であり、別訴訟の原告2名の国家賠償法に基づく請求額は、原告2名で合計して160万円なのであるから、 $160万円 \times 8\% = 12万8000円$ が、別訴訟の被告である香川県から訴訟委任を受ける弁護士の報酬額となるはずである。それに対して、本件着手金は3名合計で161万7000円（税込）である。本件着手金の支出は、3名合計額12万8000円を超える部分において、別訴訟の被告である香川県から委任を受ける弁護士の報酬算定基準を超えている。その点において、3名の弁護士への本件着手金の支払が、香川県の裁量を逸脱・濫用するものであり違法かつ無効であることは明白である。

ウ 本件訴訟委任契約における、本件着手金の金額の計算方法につき、「(3) 弁護士報酬 各弁護士と協議のうえ、経済的利益の額を算定することができない案件として、800万円を基準とし、次のとおり算定する。」と記載されている（甲2）。

しかしながら、別訴訟の原告2名の国家賠償法に基づく請求額は、原告2名で合計して160万円なのである。それが「経済的利益の額を算定することができる案件」であることは明白である。

そして、（旧）日本弁護士連合会報酬等基準（いわゆる「旧基準」）（甲6）

及び3名の弁護士の各報酬基準（甲2）によると、「民事事件 訴訟事件・行政事件」の着手金の弁護士報酬の額は、「事件の経済的利益の額が300万円以下の場合8%」であり、本件訴訟の原告2名の国家賠償法に基づく請求額は、原告2名で合計して160万円なのであるから、 $160万円 \times 8\% = 12万8000円$ が、別訴訟の被告である香川県から訴訟委任を受ける弁護士の報酬額となるはずである。

それにも拘わらず、本件訴訟をあえて「経済的利益の額を算定することができない案件」であるとして、より多額の本件着手金の支出となる計算を行った点において、3名の弁護士への本件着手金の支払が、香川県の裁量を逸脱・濫用するものであり違法かつ無効であることは明白である。

エ 別訴訟の被告である香川県は、3名の弁護士への訴訟委任契約を締結し、3名の弁護士に訴訟委任を行い、それぞれに対して本件着手金を支払っている。その理由について、「(2) 委任理由 訴訟に関する事務を円滑・効率的に進めていくためには、弁護士による整理された弁論等が行われることが必要であるとともに、本件では、請求の原因として、香川県ネット・ゲーム依存症対策条例が憲法等に違反し、基本的人権を侵害するものであるという点のみならず、条例素案についてのパブリック・コメントの問題、条例についての香川県弁護士会会長声明とそれに対する香川県議会の見解等についても訴えを受けており、争点が多岐に渡ることから、事務分担を行い、県顧問弁護士である宮崎弁護士と、条例に対する香川県弁護士会会長声明が発表されたことを踏まえ、香川県弁護士会に所属していない県外の弁護士を含めた複数人で対応することとしたい。」と記載されている（甲2）。

しかしながら、別訴訟において原告2名が訴訟委任した弁護士は1人だけである。それからすると、別訴訟の被告である香川県は3名もの弁護士に訴訟委任をする必要性はなかったことは明白である。

さらに、別訴訟の期日には、3名の弁護士だけでなく、香川県の職員も毎回

複数名が出席している。香川県の職員で手分けをして弁護士から指示された資料収集などの協力を行うことができるのであるから（元々本件条例についての資料は、香川県が作成し、保管している。）、その意味でも弁護士への訴訟委任は1人で十分であったことは明白である。

さらに言えば、争点が多岐に渡ることを理由に、訴訟期日のための準備期間を長く設けてもらうことを裁判所に求めることもできたのである。そのようにすれば、別訴訟の被告である香川県としては、1人分の弁護士の本件着手金を支払うことで済んだのである。

それにも拘わらず、あえて3名の弁護士への訴訟委任契約を締結し、3名の弁護士に本件着手金を支払った点において、3名の弁護士への本件着手金の支払が、香川県の裁量を逸脱・濫用するものであり違法かつ無効であることは明白である。

オ 本件条例については、制定後に、憲法に違反しているとの内容の、香川県弁護士会会長の声明が令和2年5月25日に出された（甲7）。

その声明（甲7）でも指摘されているように、本件条例は憲法に違反する内容である。

本件条例は憲法に違反する内容なのであるから、そもそも本件条例を採択すべきではなかった。

また、本件条例の制定後に、憲法に違反しているとの内容の、香川県弁護士会会長の声明（甲7）が令和2年5月25日に出されたのであるから、香川県としては、その後速やかに本件条例の内容を憲法に適合しているか否かについて改めて検討を行うべきであったのに、それを行わなかった。

香川県は、令和2年5月25日から別訴訟が提起されるまでの間（さらには、3名の弁護士に対して、本件着手金が支出されるまでの間）、本件条例の内容を再検討したり、廃止や改正を検討したりすることなく、3名の弁護士に対して、本件着手金の支出を行った。

その点において、3名の弁護士への本件着手金の支払が、香川県の裁量を逸脱・濫用するものであり違法かつ無効であることは明白である。

カ(ア) 本件条例については、制定の前後に、科学的根拠がないとの内容の指摘がされた。それにも拘わらず、香川県は、本件条例案を再検討したり、本件条例の廃止や改正を検討したりすることなく、3名の弁護士に対して、本件着手金の支出を行った。

(イ) 例えば、NHKでは、「科学的根拠やエビデンスはない」香川県のゲーム依存症対策条例案に専門家が疑問符」との内容の報道がされた（甲8）。

(ウ) 世界保健機関（WHO）による「ゲーム障害オンラインQ&A」には、「ゲームに参加するすべての人々は、ゲーム障害を発症することに心配する必要がありますか？」との質問に対して、「研究によれば、ゲーム障害は、デジタルゲームやビデオゲームの活動に携わる人のほんの一部にしか影響しません。」と記載されている（甲9）。

(エ) また、令和2年の第201回国会（常会）において、当時制定が検討されていた本件条例について、参議院議員の音喜多駿議員が行った質問（「十三 本条例案においては、「子どもがスマートフォン使用等の制限」として、ネット・ゲーム依存症につながるようなコンピュータゲームの利用に当たっては、一日当たりの利用時間を六十分まで（学校等の休業日にあつては九十分まで）を上限とするほか、義務教育修了前の子どもについては午後九時までに、それ以外の子どものについては午後十時までに使用をやめることを基準とすると規定しているが、かかる時間的な制限について科学的根拠の有無又は有効性について政府の見解を示されたい。」）に対して、政府は、「「コンピュータゲームの利用」の「時間的な制限」に関する有効性及び科学的根拠は承知していない。」と答弁している（「十三及び十四について 「コンピュータゲームの利用」の「時間的な制限」に関するお尋ねについては、政府として、ゲーム依存症の発症を防ぐためのゲーム時間の制限に係る有効性及び科学的根拠は承知していな

い。」) (甲10)。

また、令和2年の第203回国会(臨時会)において、参議院議員の平山佐知子議員は、「ゲーム障害に関する質問主意書」において、「一 厚生労働省のホームページによれば、WHO(世界保健機関)において「ゲーム障害」が精神疾患の一つとして位置付けられたと記載されているが、WHOにおける「ゲーム障害」の位置づけについて、政府として具体的にどのような内容を把握しているか。二 WHOのホームページには、ゲームに携わる人全てが「ゲーム障害」の発症を心配しなければならないのかとの旨のQ&Aの回答として、「研究によれば、ゲーム障害は、デジタルゲームやビデオゲームの活動に携わる人のほんの一部にしか影響しません。」との旨が記載されている。このWHOの回答について、政府としてどのように考えているか。政府は「ネット・ゲーム障害」について科学的根拠を承知しているか。三 本年四月一日、香川県において「ネット・ゲーム依存症対策条例」(以下「同条例」という。)が施行となった。同条例は、一八歳未満の子どもに対して、コンピュータゲームの利用時間を一日当たり六十分、休日は九十分までとし、スマートフォン等の使用についても義務教育修了前の子どもについて午後九時まで、それ以外の子どもについては午後十時までとする目安を設けている。第二百一回国会に音喜多駿議員が提出した「ネット・ゲーム依存症対策に関する質問主意書」(第二百一国会質問第五〇号)の質問十三で、同条例における利用時間の制限について、科学的根拠の有無又は有効性にかかる政府の見解を問われ、同質問主意書に対する答弁(内閣参質二〇一第五〇号)の中で、政府は、有効性及び科学的根拠は承知していない旨、答弁している。この政府の見解に変更はないか。また、香川県の同条例の施行以降、同県のネット・ゲームの利用状況等について、政府として実態を把握しているか。」との質問を行ったが、それに対して政府は答弁書において、「一について お尋ねの「WHOにおける「ゲーム障害」の位置づけ」については、政府としては、世界保健機構が平成三十年六月十八日に公表した疾病

及び関連保険問題の国際統計分類第十一回改訂版において、いわゆる「ゲーム障害」が明記されたことは承知している。二について ご指摘の「WHO の回答」については、当該回答中の「研究」の詳細を含め、世界保健機関が当該回答を作成するに当たって根拠とした科学的知見を承知していないため、当該回答に対する政府の見解についてお答えすることは困難である。なお、政府として、いわゆる「ゲーム障害」に係る様々な科学的知見があることは承知しているが、世界保健機関が、疾病及び関連保険問題の国際統計分類第十一回改訂版においていわゆる「ゲーム障害」を明記するに当たって、どのような科学的知見を根拠としたのかについては承知していない。三について ご指摘の答弁書（令和二年三月三日内閣参質二〇一第五〇号）において示された政府の見解に変更はない。また、政府としては、お尋ねの香川県における「ネット・ゲームの利用状況等」の実態は把握していない。」と答弁を行っている（甲11）。

(オ) さらに、令和3年2月25日に、東京都議会において、本件条例のような規制を条例で行う予定はあるかと質問された小池知事は、「科学的根拠に基づかない内容で条例による一律の時間制限などは行わない」と本会議で答弁し、ゲーム依存症対策に関して条例による制限などを実施する考えがないことを明らかにしている（甲12）。

(カ) 香川県は、本件条例制定前に、本件条例案には科学的根拠がないとの内容の指摘がされていることを踏まえて、本件条例案を採択せず、取り下げや改定を行うことができた。また、採択がされた令和2年2月定例会ではなく、次の会期まで継続して時間をかけた検討をおこなうことができたのに、それを行わなかった。

また香川県は、本件条例案を採択した後も、本件条例には科学的根拠がないとの内容の指摘がされていることを踏まえて、改廃についての検討を行うことができたのに、それを行わなかった。

(キ) このような指摘がされていたにも拘わらず、香川県は、本件条例の内容を再

検討したり、廃止や改正を検討したりすることなく、3名の弁護士に対して、本件着手金の支出を行ったことが、香川県の裁量を逸脱・濫用するものであり違法かつ無効であることは明白である。

キ(ア) 本件条例については、制定の前後に、目的と手段との間に実質的関連性がない（合理性がない）ことを示す内容が指摘されている。それにも拘わらず、香川県は、本件条例案を再検討したり、本件条例の廃止や改正を検討したりすることなく、本件着手金の支出を行った。

(イ) 例えば、精神科医が監修を行った『ゲーム依存からわが子を守る本』において、専門家の意見として、「ゲーム依存からわが子を守るためには、スマホやゲームを取り上げるのは逆効果である。」と記載されている（甲13）。ところが、本件条例18条は、規制手段として時間制限を設けているのである。

(ウ) さらに、本件訴訟において被告香川県が本件条例の根拠としている樋口進医師でさえも、論考「内科系疾患の背景にゲーム依存が隠れている可能性がある」において、「定義をもとにゲーム依存と診断した場合、一番してはならないのがスマートフォンを取り上げ、ネット接続を遮断することだと樋口氏は述べる。「取り上げるだけでは改善せず、逆に暴力などの二次的被害が発生し、状況はますます悪くなる。問診を重ね、自分の問題であることを理解し、自らがゲームの時間を減らし、完全停止を決断させる。それに向けて努力を尽くすことが、主な治療になる。」」と話しているのである（甲14）。

(エ) それらの医療専門家の意見からすると、本件条例18条が「ネット・ゲーム依存症」の対策として、時間制限を規定していることは、全く逆効果のことを規定していることは明白であり、その点においても、本件条例については、制定の目的と手段との間に実質的関連性がない（合理性がない）ことは明白である。

(オ) 香川県は、本件条例には目的と手段との間に実質的関連性がない（合理性がない）ことを示す内容が指摘がされていることを踏まえて、本件条例案を採択

せず、取り下げや改定を行うことができた。また、採択がされた令和2年2月定例会ではなく、次の会期まで継続して時間をかけた検討をおこなうことができたのに、それを行わなかった。

また香川県は、本件条例案を採択した後も、本件条例には目的と手段との間に実質的関連性がない（合理性がない）ことを示す内容が指摘がされていることを踏まえて、改廃についての検討を行うことができたのに、それを行わなかった。

(カ) このような指摘がされていたにも拘わらず、香川県は、本件条例の内容を再検討したり、廃止や改正を検討したりすることなく、3名の弁護士に対して、本件着手金の支出を行ったことが、香川県の裁量を逸脱・濫用するものであり違法かつ無効であることは明白である。

ク 本件条例については、制定の前に、パブリック・コメントが行われたが（甲15）、そのパブリック・コメントに不正があったとの内容の指摘がされた。

①本件条例の立法前の段階で、パブリックコメントについて不正が行われたとの指摘がされた（甲16ないし甲22）。

②本件条例の立法後の段階で、パブリックコメントについて不正が行われたとの指摘がされた（甲23ないし甲26）。

③さらに、令和2年1月23日から令和2年2月6日までにの15日間、パブリック・コメント（意見公募）が行われ、そこに香川県内に住所を有する者（個人2613人、2団体）、第11条に規定する事業者77者から意見が寄せられた、とされている（甲27号証の1頁）。

しかしながら、まずその意見の数が不自然きわまりない。個人の意見だけでもわずか15日間で2613人もの方が意見を寄せたということは、1日に平均すると174人もの方が意見を寄せたことになる。このような多くの方が意見をわずか15日間の間に寄せることは極めて不自然である。

そして、その個人2613人の意見の内、賛成が2268人、反対が333

人、提言が12である。賛成が反対の約7倍になっている。パブリック・コメントは制定が検討されていた本件条例の内容について求められた意見であり、既に本件条例の素案（原案）まで制定された上でのパブリック・コメントの募集であった。すると、本件条例の内容に賛成の立場の者が意見を寄せるよりも、むしろ反対の立場の者が意見を寄せる可能性が高いはずである。なぜならば、既に本件条例の条文案まで策定された状態なのであるから、それに賛成の者は特段運動をする必要はもはやなく、逆に本件条例の制定を阻止することを希望する者の方が、意見を述べる必要性が高いからである。それにも拘わらず、パブリック・コメントの個人2613人の意見の内、賛成が2268人、反対が333人、提言が12である。賛成が反対の約7倍になっていることは、極めて不自然である。

ちなみに、本件条例成立後の調査報道（甲24）によれば、本件条例案「反対」401件（個人と事業者の合計）のほとんどは、香川県議会が指定したパブリック・コメントの連絡先である正式なメールアドレスに送られていた。この正式な連絡方法だと「同じパソコンからの連続・大量送信」は不可能である。

他方、「同じパソコンからの連続・大量送信」が可能のため、香川県議会が案内していなかった香川県議会の「ご意見箱」に対して、「2269件の賛成意見のうち約1900件」が送られていた。それはつまり、引き算をすると、香川県議会が指定したパブリック・コメントの連絡先である正式なメールアドレスに送られた、「正式なパブリックコメントの条例案賛成」意見は約369件である。

その結果、香川県議会が指定したパブリック・コメントの連絡先である正式なメールアドレスに送られた、「正式なパブリックコメントの条例案賛成」は約369件、「正式なパブリックコメントの条例案反対」は約401件であった。

それにも拘わらず、香川県議会は、本件条例のパブリックコメントの「賛成」

が多数であった、として、本件条例を採択したのである。それは、本件条例が正当な民主主義プロセスを経た民意に支えられていないことを意味している。

④また、「パブリック・コメント」についての本件条例の制定過程には、以下の問題点が存在した（甲20，甲21，甲22）。

まず、パブリック・コメントは、本件条例の検討委員である議員ですら原文を読むことができず、「パブコメを精査したい」等の検討委員の意見を無視して、検討委員会で原案採決が強行された。

さらに、検討委員会採決後でさえ、当時の条例検討委員会委員長の判断により、検討委員の議員すらパブリック・コメントの原文を読めない状態であった。

それどころか、実際にパブリック・コメントを県議会議員が読めたのは、令和2年3月18日に本件条例案が県議会本会議で採決された後であった。

しかも、読もうとすると、県議会議長の判断で、パブリック・コメントを読んで知り得たことを一切口外しないという趣旨の誓約書に署名しないと、パブリック・コメントを読むことすらできないという異常な措置が採られた（甲28）。

その結果、検討委員会委員長と県議会議長（同じ人物である。）以外の40人の議員は、誰もパブリック・コメントを読めないまま、本件条例案への賛否を問われる本会議を迎えた。

本件条例案の採決時には、パブリック・コメントの扱いをめぐる異常な措置への批判や反発により、一部議員が退場・棄権するという前代未聞の状況となった。

最終的に、本件条例案は議員定数41名の香川県議会で、県会議議長を除く22議員の賛成という、議員定数から見て過半数ギリギリの賛成で成立した（甲29）。賛成した22議員は誰一人パブリック・コメントの原文を読まずに賛成していたのである。

この本件条例採択に至る過程は、本件条例が正当な民主主義プロセスを経た民意に支えられていないことを意味している。

香川県は、本件条例の採択の際には、香川県議会議員の誰一人パブリック・コメントの原文を読んでいなかったのであるから、本件条例の採択を延期して、

次の会期まで継続して香川県議会議員の全員がパブリック・コメントの原文を読む時間を与えられた上で、本件条例案の採択、取り下げ、改定を検討することができたのに、それを行わなかった。

また香川県は、本件条例の採択の際には、香川県議会議員の誰一人パブリック・コメントの原文を読んでいなかったのであるから、本件条例が採択された後も、香川県議会議員の全員がパブリック・コメントの原文を読む時間を与えられた上で、改めて、本件条例の廃止、改定を検討することができたのに、それを行わなかった。

⑤以上の問題点にも拘わらず、香川県は、「パブリック・コメントに不正があった」と指摘されている内容を調査したり、本件条例案を再検討したり、本件条例の廃止や改正を検討したりすることなく、3名の弁護士に対して本件着手金の支出を行った。

その点において、3名の弁護士への本件着手金の支払が、香川県の裁量を逸脱・濫用するものであり違法かつ無効であることは明白である。

ケ 別訴訟において被告香川県は、「本件条例は努力義務を課したにすぎない。」との主張を行った（甲30）。その主張を前提にすると、本件条例はあえて条例で規定する必要性はなく、ガイドラインで規定すれば十分な内容である。それにも拘わらず、香川県は、本件条例を廃止してガイドラインとすることを検討することなく、3名の弁護士に対して本件着手金の支出を行った。

その点において、3名の弁護士への本件着手金の支払が、香川県の裁量を逸脱・濫用するものであり違法かつ無効であることは明白である。

コ 本件条例18条2項には、立法上の過誤（ミス）がある。

まず、本件条例2条(6)の「スマートフォン等」には、「コンピュータゲーム」が含まれている。

それに対して、本件条例18条2項は、まず「子どものネット・ゲーム依存症につながるようなコンピュータゲームの利用に当たっては、1日当たりの利

用時間が60分まで（学校等の休業日にあつては、90分まで）の時間を上限とすること」と規定している（①とする。）。

そして本件条例18条2項は、続いて「及びスマートフォン等の使用（家族との連絡及び学習に必要な検索等を除く。）に当たっては、義務教育修了前の子どもについては午後9時までに、それ以外の子どもについては午後10時までに使用をやめることを目安とするとともに、前項のルールを遵守するよう努めなければならない。」と規定している（②とする。）。

すると、本件条例2条(6)の「スマートフォン等」には、「コンピュータゲーム」が含まれているのであるから、本件条例18条2項の①と②の規定は相互に相矛盾していることは明白である（「スマートフォン等」には、「コンピュータゲーム」が含まれているのであるから、1日当たりの利用時間60分（学校等の休業日にあつては90分）を越えて、午後9時や午後10時までは「コンピュータゲーム」を使用できることになるからである。）。

仮に、その矛盾を解消しようとするれば、①は「子どものネット・ゲーム依存症につながるようなコンピュータゲームの利用」について規定したものであり、②の「スマートフォン等」に含まれる「コンピュータゲーム」は、「子どものネット・ゲーム依存症につながらないようなコンピュータゲームの利用」と解釈するしかないが、そのような区別を行わなければならないことは本件条例のどこにも明確に規定されていない上に、そもそも何が「子どものネット・ゲーム依存症につながらないようなコンピュータゲームの利用」であるかを判断することは、到底「通常の判断能力を有する一般人の理解において」（最高裁大法廷昭和50年9月10日判決）理解することは不可能であることは明白である。付言すると、そもそも「子どものネット・ゲーム依存症につながらないようなコンピュータゲームの利用」であるのなら、本件条例の規制の対象外のはずである。

さらに言えば、「コンピュータゲーム」の定義自体が本件条例では設けられ

ていないことが、その混乱に拍車をかけていることは明白である。

さらに、本件条例が①において「子どものネット・ゲーム依存症につながるような」との文言を用いているということは、当然②については、「子どものネット・ゲーム依存症につながるような」場合と、「子どものネット・ゲーム依存症につながらないような」場合の両方を含んでいることは明白である（文言の対比。②について、「子どものネット・ゲーム依存症につながるような」場合に限ると解釈することは、①が設けられている以上許されない。また、そのように解釈することは、②の定義（本件条例2条(6)）において、「スマートフォン等」に「コンピュータゲーム」が含まれていることから、①が②とは別に設けられたことを無意味にすることであり、その意味でも許されない。）。

しかしながら、「子どものネット・ゲーム依存症につながらないような」場合についてはそもそも本件条例の規制は不必要なのであるから、その点においても本件条例18条2項が不必要かつ不合理な規制を行っていることは明白である。

そのような立法の過誤（ミス）が存在するにも拘わらず、その過誤（ミス）を正すための本件条例の改正・廃止自体を行うことなく、3名の弁護士に対して本件着手金の支出を行った。

本件条例の制定について瑕疵（ミス）を行ったにも拘わらず、本件条例の改廃を行おうともせずに、納税された税金を支出することは、与えられた裁量権を逸脱・濫用することであることは明白である。

その点において、3名の弁護士への本件着手金の支払が、香川県の裁量を逸脱・濫用するものであり違法かつ無効であることは明白である。

サ 以上で述べた内容は、香川県が別訴訟について、3名の弁護士への訴訟委任契約を締結し、3名の弁護士に本件着手金を支払った時期が、コロナ禍で香川県民が苦しい経済生活を送っていた中であつたことを考慮すると（公知の事実。なお、香川県の浜田恵造知事は令和2年6月22日に、知事を含む3人の特別

職の給与を削減すると発表した。それは、多くの県内事業者が新型コロナウイルスの影響を受けたのに伴うもので、知事の給与が令和2年7月から12月の6か月にわたり毎月20%を削減された（甲31）。）、3名の弁護士への本件着手金の支払が、香川県の裁量を逸脱・濫用するものであり違法かつ無効であることは、より明白となるものである。

- (6) また、香川県は3名の弁護士と本件訴訟委任契約を締結して、本件報酬金を支払う合意をしたことも（甲2）、上で述べた内容からすると、香川県の裁量を逸脱・濫用するものであり違法かつ無効であることは明白であり、その支払により香川県に損害が生じることは明白である。

4 相手方らの責任

- (1) 相手方宮崎浩二、相手方梶浦明裕、相手方鈴木智洋は、違法な公金の支出（3名の弁護士への本件着手金の支払）を香川県から支出させ、香川県に対し同額の金額の損害を与え、もしくは、同額を不当に利得したものであるから、香川県に対し、損害賠償もしくは不当利得の返還を行う義務がある。
- (2) 相手方松川直人及び相手方松原勇太は、香川県の内規により、香川県の上記支出につき、法令上本来的に権限を有する者であり、香川県の内規により、上記相手方宮崎浩二への令和3年1月8日、相手方梶浦明裕への令和3年1月12日、相手方鈴木智洋への令和3年1月19日に行われた香川県からの各53万9000円（税込）の着手金の支出につき、権限を有していたところ、故意もしくは重大な過失により、違法な支出負担行為及び支出命令を行うことにより同額の金額を香川県から支出させたことにより、香川県に同額の損害を与えたものであるから、その損害を賠償する責任を負う。
- (3) 相手方浜田恵造は、香川県の上記支出につき、法令上本来的に権限を有する者であり、相手方松川直人及び相手方松原勇太の違法な上記支出を阻止すべき指揮監督義務を有していたところ、これを怠り、香川県担当者に上記違法な支出を行わせたのであるから、その損害を賠償する義務を負う。

5 監査請求

原告らは、令和3年8月5日、香川県監査委員に対し、地方自治法242条1項に基づき、上記違法な公金支出につき住民監査請求を行ったが（甲32）、香川県監査委員は、同年9月28日付で、監査請求を認めない（請求を棄却する）結果を原告らに通知した（甲33）。

6 結論

(1) よって、原告らは、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、被告に対し、次の権限の行使を求める。

ア 相手方浜田恵造に対しては、「当該職員」に対する損害賠償請求権の行使として、

金53万9000円及びこれに対する令和3年1月8日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の請求。

金53万9000円及びこれに対する令和3年1月12日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の請求。

金53万9000円及びこれに対する令和3年1月19日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の請求。

イ 相手方松川直人及び相手方松原勇太に対しては、「当該職員」に対する損害賠償請求権の行使として、金161万7000円及びこれに対する令和3年1月19日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の賠償命令の発令。

ウ 相手方宮崎浩二、相手方梶浦明裕、相手方鈴木智洋に対しては、「怠る事実の相手方」に対する損害賠償請求権もしくは不当利得返還請求権の行使として、

金53万9000円及びこれに対する令和3年1月8日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金もしくは利息の請求。

金53万9000円及びこれに対する令和3年1月12日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金もしくは利息の請求。

金53万9000円及びこれに対する令和3年1月19日から支払済みまで
民法所定の年3分の割合による遅延損害金もしくは利息の請求。

(2) よって、原告らは、地方自治法242条の2第1項1号に基づき、被告に対し、次の権限の行使を求める。

ア 相手方浜田恵造及び相手方宮崎浩二に対し、金107万8000円の支出を差し止めること。

イ 相手方浜田恵造及び相手方梶浦明裕に対し、金107万8000円の支出を差し止めること。

ウ 相手方浜田恵造及び相手方鈴木智洋に対し、金107万8000円の支出を差し止めること。

以上

附 属 書 類

- | | |
|---------|------|
| 1 訴状副本 | 1 通 |
| 2 甲号証写し | 各1 通 |
| 3 訴訟委任状 | 5 通 |